

令和7年4月14日

保護者 様
地域の皆様

さいたま市教育委員会
さいたま市立桜木小学校長

気象警報の発表に伴うさいたま市立学校の一斉臨時休業の
基準について(お知らせ)

日頃から本校の教育活動について、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、さいたま市教育委員会では、昨今の風水害による甚大な被害が発生していること
に鑑み、標記基準を下記のとおり策定しております。これは、今後、台風等の気象状
況により本市域全体に重大な災害が発生する恐れが生じた際に、児童生徒の安全確保に
向け、市として統一した対応が取れるよう、判断基準を設けたものです。
つきましては、下記の内容をご確認いただき、ご理解とご対応いただくようお願いし
ます。

記

1 一斉臨時休業の基準

対象とする気象警報		判断基準及び対応
熊谷地方気象台が 発表する本市域を 対象とした気象警 報のうち右に該当 するもの	特別警報 (大雨・暴風・ 暴風雪・大雪)	午前6時 の時点で ・左の気象警報の1つ以上が発表継続中の 場合、 又は ・午前9時までに左の気象警報級の現象と なる予想が示されている場合、 その日を一斉臨時休業とする。
	暴風警報	
	暴風雪警報	

2 一斉臨時休業を行う場合の連絡方法

- (1) 午前6時時点で上記判断基準に該当している場合、教育委員会から速やかに学
校安心メール全登録者へ、連絡メールを配信します。
- (2) 学校安心メールに登録されていない保護者の方には、学校から連絡いたします。
- (3) その他、必要に応じて、学校から学校安心メール等で情報をお伝えいたします。

3 その他

- (1) 一斉臨時休業を決定した後、当日天候が回復しても、学校施設や通学路の安全
確認等が必要であることを踏まえ、登校時刻を繰り下げて授業を実施することは
いたしません。
- (2) 上記判断基準に該当しない場合においても、校区内の状況等により、児童生徒
の安全確保のため、校長判断で「臨時休業」「登校を遅らせる」等の対応をとるこ
とがあります。

担当 教頭 村上 徹朗
電話 048-624-0276

〈一斉臨時休業の基準についての問い合わせ〉
さいたま市教育委員会 健康教育課
電話 829-1679